

第 7 回関西障害学生支援担当者懇談会分科会報告

【管理職分科会】

(1) 支援環境の整備

障害学生支援室が設置されている大学から、支援室だけでは全てに対応できず、教員、学部事務室や既存の組織と連携することが重要であることや、支援室と既存の組織とが連携ができておらず、学生に関する同一内容の照会が支援室と既存組織から教員に伝達されるなど情報の一元化がされていない現状が報告された。

行政に依頼しているヘルパーが大学内で活動しているケースや、点字ディスプレイを地域・行政の（資金的）協力を得て導入できた事例が報告され、地域・行政の重要性や役割について意見交換を行った。

入学前相談の時期について、受検後や合格発表後など遅くなるほど準備の期間が短くなるため、願書出願前など可能な限り早い時期に相談することで、環境の整備が行いやすくなることを確認した。

(2) 発達障害

身体障害と異なり発達障害は入学前の把握が困難であることが多く、入学後にわかることから対応が遅れるが、早期に発見することで残りの学生生活を有意義に送れるため、学内の各リソースを使い早期に発見することが重要であることを確認した。

また、支援組織がない場合でも、どこの窓口で相談すればよいかを明確にすることで安心感を与えられることが報告された。

(3) まとめ

今後、小中高等学校で各種のサポートを受けた生徒が入学してくることが予想され、受け入れ側の大学も変化する環境に対応すべく学習することが求められる。社会環境の変化に伴い、人員増などを理事会や大学執行部に伝えることが重要であることを確認した。

【実務担当者 1 年未満分科会】

本分科会には 15 名の様々な立場の方に参加いただき、情報交換を行った。自己紹介でお話いただいた各大学の課題や事前に記入いただいた「関心・課題等」に基づき、4 つの課題について話し合った。

(1) 聴覚障害学生に対する支援（ノートテイクのスキル養成など）

参加校の中で、聴覚障害学生に対して支援を行っている大学は 10 校、スキル養成を行っている大学は 6 校であった。各大学で行われている工夫例として「サポーターの募集を福祉系の教員に授業で呼びかけてもらう」や「集まらない場合は学外へ依頼をしている」等の例が報告された。特に、専門科目や大学院生への対応について、一例として、「院生（ドクター）へ協力をお願いしている」「先生に配慮をできる限りお願いしている」等が報告をされたが、どの大学でも対応に苦慮をしており、今後解決しなければならない課題の 1 つである。

(2) 支援室と他部署との役割分担

この課題に対しては、「コーディネート業務に対する理解がない」「ニーズが高度化し対応が追いついていかない」という報告がなされた。特に支援室がないために様々な弊害が起こるのではないかと問題提起から、日本学生支援機構が発刊している「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 21 年 10 月,10 版）」を参考に、専門部署の重要性について共有を行った。

(3) 支援に対する効果的な事務

障害学生支援の業務に対して、参加者から「学生からじっくり話を聞くと課題が多く出てくるが、事務処理等に追われて時間が取れない」という課題が提起された。他の大学では、面談を業務時間終了後に行ったり、夏季休暇中にテイカーのミーティングを行ったりと、出来る限り時間を作って、ニーズの聞き取りを行っている様子が伺えた。課題（2）とも関連するが、学内で障害学生支援の周知が行えていないため、情報の把握にも時間がかかる。情報が集中する部署や体制を構築し、出来る限り多くの場で声を拾うことが求められる。

(4) 発達障害や自閉症の学生へのサポート方法やノウハウの共有

発達障害の学生に対して、サポートを実施している大学が 6 校あり、各大学の状況が報告された。以下に支援の一例を記す。

- ・ 実験科目でのサポート（教員への配慮依頼、実験補助者の配置）
- ・ 保護者との連携（情報共有等）
- ・ 発達障害学生支援に関する専門部署の設置
- ・ ポイントテイカーの配置

これらの取り組み例が報告された。発達障害学生の支援は個々に応じて支援メニューをカスタマイズする必要がある。日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支

援ガイド」に掲載されている支援例、場面一覧等を参考に、多くの事例を知り、対応の幅を広げる必要がある。

【実務担当者 A 分科会】

(実務担当者 A・B 分科会は、支援経験 1 年以上の担当者)

障害学生支援担当者、障害学生支援コーディネーター、看護師、キャリアカウンセラー、教学職員、教員と様々な立場の 10 名での分科会であった。関心のある課題としていくつかあげられたが、その中でも関心が高く共通の課題である、(1) 発達障害の対応、(2) 学内連携について主に議論した。また、(3) 情報保障の質の保証についてもいくつかの大学での取り組み状況が紹介された。

(1) 発達障害の対応

一担当者や一部署での対応は困難であり、修学、生活、メンタル、就職など、役割分担をし、全学体制の支援が望ましい。診断を受けていないが、発達障害が疑われる学生で保護者や教職員等からの相談も増えている。発達障害に特化した支援室を立ち上げ、「見守り支援」としてコーディネーターによる支援体制づくりをし、時間をかけて障害特性について本人の自覚を促すよう取り組んでいる大学がある。また、キャリアセンターで、就労支援をきっかけに修学支援につなげ、障害特性の自覚を促すこともある。障害の受容をすることは、保護者を含めかなりの時間が必要であるが、本人の自覚があることが適切な支援に繋がり、適切な就職に繋がると感じている方が多数である。

(2) 学内連携

学内にリソースがあっても、学内周知されていないことや各部署をつなぐコーディネーターの存在がない場合は、上手く活用できていない。情報共有は、キーパーソンを限定してその中で留め、診断名だけが独り歩きしないよう十分に注意する必要がある。

(3) 情報保障の質の保証 (ノートテイク・PC テイク)

最初の養成講座を行っているところは多いが、スキルアップ講座や向上研修を行っているところはない。しかし、学期の途中や学期末に反省会・情報交換会を開催し、よりよい情報保障への工夫をしている大学は多い。また、テイクしたログを学生同士で添削し合ったり、コーディネーターが何回か添削している大学もあった。障害学生が卒業してしまった場合、支援の継続の問題があるが、他大学への支援や他障害(発達)への支援などへ応用している大学もある。

【実務担当者B分科会】

(1) 支援について

視覚障害学生の支援を中心に話していく中で、障害種により支援内容を決め付けるのではなく、必要な支援を障害者本人に聞き、個人のニーズあるいは特別なニーズを拾いあげていくことが大切で、また支援は支援者目線でおこなうのではなく、あくまでも当事者目線でおこなうべきである等の意見が出された。

さらには、個別のニーズを引き出すためにも障害学生たちがアクセスしやすい支援体制づくりも必要であることを確認した。

(2) 発達障害について

発達障害学生とのコミュニケーションをとること難しさや就労支援（送り出し）をどのようにおこなっていくかに議論がおよび、障害の定義にこだわると支援が進まなくなることが現状で、発達支援を要する学生は手帳の有無に関わらず何らかの支援の必要性があることを確認した。これらのことから、診断ベースでは支援が難しく何に困っているのか具体的な困り感を引き出すためにも、困ったときに飛び込める有益な場所の確保も必要である。

また、発達障害に対する学内理解が難しいことから、教職員あるいは学生に対し、障害理解の対応が望まれることがポイントである。

(3) その他

大学に入学する際、どのような形で支援に関する広報活動をしているか、またどのような学生を支援対象としているかを話し合ったところ、障害の有無に関わらず誰もがアクセスできるよう、大学のホームページやリーフレットなどを活用し情報発信している工夫が見られる。さらに今後は、各障害に対する教職員あるいは周囲の学生の理解促進が必要であるとの意見が出された。

以上